

# 条例改正に伴う新旧対照表

平成29年

奈良市議会3月定例会

平成 2 8 年度関係

## 奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(選挙運動用自動車の使用の公費の支払)</p> <p>第4条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>15,300円</u>を超える場合には、<u>15,300円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,350円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつ</p>	<p>(選挙運動用自動車の使用の公費の支払)</p> <p>第4条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>15,800円</u>を超える場合には、<u>15,800円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつ</p>

現行	改正案
<p>き、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)</p>	<p>き、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)</p>
<p>ウ 略 (選挙運動用ビラの作成の公費負担)</p>	<p>ウ 略 (選挙運動用ビラの作成の公費負担)</p>
<p>第5条の2 奈良市長の選挙における候補者は、<u>7円30銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p>	<p>第5条の2 奈良市長の選挙における候補者は、<u>7円51銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p>
<p>(選挙運動用ビラの作成の公費の支払)</p>	<p>(選挙運動用ビラの作成の公費の支払)</p>
<p>第5条の4 市は、奈良市長の選挙における候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>7円30銭</u>を超える場合には、<u>7円30銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第5条の2後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p>	<p>第5条の4 市は、奈良市長の選挙における候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>7円51銭</u>を超える場合には、<u>7円51銭</u>)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第5条の2後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p>
<p>(選挙運動用ポスターの作成の公費の支払)</p>	<p>(選挙運動用ポスターの作成の公費の支払)</p>
<p>第8条 市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額(以下「単価の限度額」という。))を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通</p>	<p>第8条 市は、候補者(前条の届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額(以下「単価の限度額」という。))を超える場合には、当該単価の限度額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通</p>

現行	改正案
<p>じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合には限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(1) 当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 <u>510円48銭</u>に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>301,875円</u>を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。)</p> <p>(2) 当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 <u>26円73銭</u>にその500を超える数を乗じて得た金額に<u>557,115円</u>を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額</p>	<p>じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。) を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合には限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>(1) 当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 <u>525円6銭</u>に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に<u>310,500円</u>を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。)</p> <p>(2) 当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 <u>27円50銭</u>にその500を超える数を乗じて得た金額に<u>573,030円</u>を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額</p>

奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

新旧対照表

現行			改正案		
別表第1（第4条関係）			別表第1（第4条関係）		
機関	事務		機関	事務	
略	略		略	略	
9 市長	略		9 市長	略	
10 市長	在宅の要介護者に対する紙おむつ等の支給に関する事務であって規則で定めるもの				
11・12 市長	略		10・11 市長	略	
13・14 教育委員会	略		12・13 教育委員会	略	
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
略	略	略	略	略	略
9 市長	略	略	9 市長	略	略
10 市長	在宅の要介護者に対する紙おむつ等の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの			
11～13 市長	略	略	10～12 市長	略	略

平成 2 9 年度関係

奈良市附属機関設置条例 新旧対照表

現行			改正案		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
附属機関 の属する 執行機関 等	附属機関	担任する事務	附属機関 の属する 執行機関 等	附属機関	担任する事務
市長	略	略	市長	略	略
教育委員会	略	略	教育委員会	略	略
				奈良市いじめ 防止基本方針 策定委員会	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号） 第12条に規定する地方いじめ防止基本方針の 策定についての調査審議及び答申に関する事 務
略	略	略	略	略	略



## 奈良市社会福祉審議会条例 新旧対照表

現行	改正案
(庶務) 第9条 審議会の庶務は、 <u>保健福祉部</u> において処理する。	(庶務) 第9条 審議会の庶務は、 <u>福祉部</u> において処理する。

## 奈良市感染症診査協議会条例 新旧対照表

現行	改正案
(庶務) 第7条 協議会の庶務は、 <u>奈良市保健所</u> において処理する。	(庶務) 第7条 協議会の庶務は、 <u>健康医療部</u> において処理する。

## 奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(市長等による管理)</p> <p>第8条 市長等は、次の_____いずれかに該当するときは、<u>他の条例</u>_____の規定にかかわらず、管理の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 指定管理者が<u>天災その他の事由により</u>管理の業務の全部又は一部を行うことが困難となった場合において必要があると認めるとき。</p>	<p>(市長等による管理)</p> <p>第8条 市長等は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、<u>それぞれの公の施設に係る条例</u> (以下この条において「施設条例」という。)の規定にかかわらず、管理の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 指定管理者が_____管理の業務の全部又は一部を行うことが困難となった場合において必要があると認めるとき。</p> <p>2 <u>前項の場合において、施設条例に指定管理者に利用料金(法第244条の2第8項に規定する利用料金をいう。)を当該指定管理者の収入として収受させる旨の規定があるときは、市長は、当該利用料金に相当する額を使用料として当該公の施設を利用する者から徴収することができる。</u></p> <p>3 <u>前項の場合において、市長は、施設条例の規定の例により、同項の使用料の全部又は一部を減免し、又は還付することができる。</u></p>

## 奈良市温泉施設条例 新旧対照表

現行	改正案
<p data-bbox="203 304 300 331">附 則</p> <p data-bbox="163 352 327 379"><u>(施行期日)</u></p> <p data-bbox="125 400 781 427">1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。</p> <p data-bbox="163 448 848 475"><u>(指定管理者不在等期間の温泉施設に係る管理業務)</u></p> <p data-bbox="125 496 1117 852">2 指定管理者が指定を取り消され、指定管理者が解散し、その他指定管理者が不在となった場合又は指定管理者が業務の停止を命じられた場合は、その時（以下「指定管理者不在等開始時」という。）から初めて指定管理者が指定され、又は当該停止の期間が終了する時までの間（以下「指定管理者不在等期間」という。）における第3条の2第2項及び第10条の規定の適用については、第3条の2第2項中「指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て」とあるのは「市長は」と、第10条中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。</p> <p data-bbox="163 873 613 900"><u>(指定管理者不在等期間の使用料)</u></p> <p data-bbox="125 920 1117 1038">3 市長は、指定管理者不在等期間においては、指定管理者不在等開始時の直前の第5条第2項の承認に係る利用料金の額を使用料として、温泉施設を利用する者から徴収することができる。</p> <p data-bbox="125 1059 1117 1129">4 前項の使用料は、指定管理者不在等開始時の直前の第5条第4項に定めるところにより減額又は免除することができる。</p>	<p data-bbox="1205 304 1301 331">附 則</p> <p data-bbox="1151 400 1749 427">この条例は、平成17年4月1日から施行する。</p>

奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第8条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子_____</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第8条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))</p>
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
<p>_____のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p>	<p>_____のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p>
<p>2・3 略</p>	<p>2・3 略</p>
<p>4 第1項及び前項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子_____</p>	<p>4 前3項_____の規定は、第15条第1項に規定する要介護者_____ (以下この項において「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))</p>
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>
<p>_____</p>	<p>_____その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下第3項までに</p>

現行	改正案
<p>_____のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則の定めるところにより、当該子を養育」_____</p>	<p>_____において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則の定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と、_____「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p>
<p>_____とあるのは「要介護者のある職員が、規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と、_____「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p>	<p>_____とあるのは「要介護者のある職員が、規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある_____」と読み替えるものとする。</p>
<p>5 略 （休暇の種類）</p>	<p>5 略 （休暇の種類）</p>
<p>第11条 職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇_____及び組合休暇とする。</p>	<p>第11条 職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、<u>介護時間</u>及び組合休暇とする。</p>
<p>（年次休暇）</p>	<p>（年次休暇）</p>
<p>第12条 略 （1）・（2） 略</p>	<p>第12条 略 （1）・（2） 略</p>
<p>（3） 当該年度の前年度において地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務員、奈良市以外の地方公共団体の職員、国家公務員又は公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社<u>その他その業務が国又は地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有するもの</u>のうち規則で定めるものに使用される者（以下この号に</p>	<p>（3） 当該年度の前年度において地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務員、奈良市以外の地方公共団体の職員、国家公務員又は_____ <u>その業務が国又は地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人</u>のうち規則で定めるものに使用される者（以下この号に</p>

現行	改正案
<p>において「地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等」という。)であった者であって引き続き当該年度に新たに職員となったものその他規則で定める職員 地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次休暇の残日数等を考慮し、20日に次項の規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で規則で定める日数</p>	<p>において「地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等」という。)であった者であって引き続き当該年度に新たに職員となったものその他規則で定める職員 地方公営企業等の労働関係に関する法律適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次休暇の残日数等を考慮し、20日に次項の規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で規則で定める日数</p>
<p>2・3 略 (介護休暇)</p>	<p>2・3 略 (介護休暇)</p>
<p>第15条 介護休暇は、職員が_____配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの_____の介護をするため、_____勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p>	<p>第15条 介護休暇は、職員が<u>要介護者</u>（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、<u>任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間</u>（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p>
<p>2 介護休暇の期間は、<u>前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間とする。</u></p>	<p>2 介護休暇の期間は、<u>指定期間</u> _____内において必要と認められる期間とする。</p>
<p>3 略</p>	<p>3 略 (介護時間)</p>
	<p>第15条の2 <u>介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</u></p>

現行	改正案
<p>(組合休暇)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>前条第3項</u>の規定は、組合休暇について準用する。 (病気休暇、特別休暇、介護休暇_____及び組合休暇の承認)</p> <p>第17条 病気休暇、特別休暇(規則で定めるものを除く。)、介護休暇_____及び組合休暇については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</p> <p>附 則 (奈良市一般職の職員の給与に関する条例附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え)</p> <p>第3条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第15条第3項_____の規定の適用については、<u>同項</u>_____中「第20条」とあるのは、「附則第20項」とする。</p>	<p>2 <u>介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。</u></p> <p>3 <u>前条第3項の規定は、介護時間について準用する。</u></p> <p>(組合休暇)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第15条第3項</u>の規定は、組合休暇について準用する。 (病気休暇、特別休暇、介護休暇、<u>介護時間</u>及び組合休暇の承認)</p> <p>第17条 病気休暇、特別休暇(規則で定めるものを除く。)、介護休暇、<u>介護時間</u>及び組合休暇については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</p> <p>附 則 (奈良市一般職の職員の給与に関する条例附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え)</p> <p>第3条 奈良市一般職の職員の給与に関する条例附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第15条第3項(第15条の2第3項において準用する場合を含む。)<u>の規定の適用については、第15条第3項中「第20条」とあるのは、「附則第20項」とする。</u></p>



奈良市職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) <u>その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員(当該子の1歳到達日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。)</u></p> <p>(ウ) 略</p> <p>イ <u>次条第3号</u>に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子の1歳到達日(_____ _____<u>当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</u></p> <p>ウ 略</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) <u>その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(第2条の3第3号において「1歳6か月到達日」という。)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p>(ウ) 略</p> <p>イ <u>第2条の3第3号</u>に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。))<u>(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</u></p> <p>ウ 略</p> <p><u>(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)</u></p> <p><u>第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児</u></p>

現行	改正案
<p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p><u>第2条の2</u> 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき <u>当該子が1歳6か月に達する日</u></p> <p>ア・イ 略</p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)</p> <p><u>第2条の3</u> 略</p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p>	<p><u>童を委託することができない職員に限る。)</u>に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。</p> <p>(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p><u>第2条の3</u> 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき <u>当該子の1歳6か月到達日</u></p> <p>ア・イ 略</p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)</p> <p><u>第2条の4</u> 略</p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p>

現行	改正案
<p>(1) <u>育児休業をしている職員が産前の休業を始め若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第5条に掲げる事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。</u></p>	<p>(1) <u>育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。</u>  <u>ア 死亡した場合</u>  <u>イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合</u></p>
<p>(2)～(5) 略</p> <p>(6) <u>第2条の2第3号に掲げる場合に該当すること。</u></p> <p>(7) 略</p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p>	<p>(2) <u>育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。</u>  <u>ア 前号ア又はイに掲げる場合</u>  <u>イ 民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)</u>又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合</p>
<p>第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p>	<p>(3)～(6) 略</p> <p>(7) <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。</u></p> <p>(8) 略</p> <p>(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)</p>
<p>第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) <u>育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が産前の休業を始め若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居する</u></p>	<p>第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1) <u>育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。</u>  (2) <u>育児短時間勤務をしている職員が、第14条第1号に掲げる事由に該</u></p>

現行	改正案
<p><u>こととなったこと。</u></p> <p>(2)～(6) 略 (部分休業を請求することができない職員)</p> <p>第18条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）とする。</p> <p>(1) 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員 (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が規則で定める非常勤職員</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）を承認されている 職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間 を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間を承認されている場合</p>	<p><u>当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。</u></p> <p>(3)～(7) 略 (部分休業を請求することができない職員)</p> <p>第18条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）を除く。） ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員 イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が規則で定める非常勤職員</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間等条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休</p>

現行	改正案
<p>_____にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、 2時間から当該育児時間を承認されている時間 _____を減じた時間を超えない範囲内で) 行うものとする。 (部分休業の承認の取消事由)</p> <p>第21条 <u>第5条</u>の規定は、部分休業について準用する。</p>	<p>業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による <u>介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合</u>にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、 2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤 <u>務しない時間</u>を減じた時間を超えない範囲内で) 行うものとする。 (部分休業の承認の取消事由)</p> <p>第21条 <u>第14条</u>の規定は、部分休業について準用する。</p>

## 奈良市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4)～(9)</u> 略</p>	<p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 職員の休業に関する状況</u></p> <p><u>(5)～(10)</u> 略</p>

## 奈良市職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
(育児休業をすることができない職員)	(育児休業をすることができない職員)
第2条 略	第2条 略
(1) 育児休業法	(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の6第7項又は育児休
____第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員	業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員
(2)・(3) 略	(2)・(3) 略
(育児短時間勤務をすることができない職員)	(育児短時間勤務をすることができない職員)
第10条 略	第10条 略
(1) 育児休業法 _____第6条第1項の規定	(1) 地方公務員法第26条の6第7項又は育児休業法第6条第1項の規定
により任期を定めて採用された職員	により任期を定めて採用された職員
(2) 略	(2) 略
(部分休業を請求することができない職員)	(部分休業を請求することができない職員)
第18条 略	第18条 略
(1) 略	(1) 略
(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員	(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員
法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職	法 _____第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職
を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)を除く。)	を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)を除く。)
ア・イ 略	ア・イ 略

奈良市手数料条例 新旧対照表

現行				改正案			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
番号	名称	事務	金額	番号	名称	事務	金額
38	建築物に関する完了検査申請又は完了検査通知手数料	建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請又は同法第18条第14項の規定に基づく建築物に関する完了検査通知に対する検査（第41項に規定するものを除く。）	略	38	建築物に関する完了検査申請又は完了検査通知手数料	建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請又は同法第18条第16項の規定に基づく建築物に関する完了検査通知に対する検査（次項、第41項及び第41の2項に規定するものを除く。）	略
38の2	建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物に関する完了検査申請又は完了検査通知手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた計画による建築物（同法及び都	略	38の2	建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物に関する完了検査申請又は完了検査通知手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた計画による建築物（同法及び都	略
						床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に125,000円を加算した額
						床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額



現行				改正案				
						市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）の規定により適合判定通知書の交付を受けたとみなされる建築物を含む。）に係る建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた計画による建築物に係る建築基準法第18条第16項の規定に基づく建築物に関する完了検査通知に対する検査	メートル以内の場合 床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合 床面積の合計が25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の場合 床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合	に162,000円を加算した額 前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に194,000円を加算した額 前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に227,000円を加算した額 前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に294,000円を加算した額

現行				改正案			
39	建築設備に関する完了検査申請又は完了検査通知手数料	建築基準法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請に係る計画に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降機に関する完了検査若しくは同条において準用する同法第7条第1項の規定に基づく建築設備に関する完了検査の申請又は同法第18条第14項の規定に基づく完了検査通知に係る計画に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降機に関する完了検査通知若しくは同条において準用する同法第18条第14項の規定に基づく建築設備に関する完了検査通知に対する検査（第42項に規定するものを除く。）	略	39	建築設備に関する完了検査申請又は完了検査通知手数料	建築基準法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請に係る計画に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降機に関する完了検査若しくは同条において準用する同法第7条第1項の規定に基づく建築設備に関する完了検査の申請又は同法第18条第16項の規定に基づく完了検査通知に係る計画に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降機に関する完了検査通知若しくは同条において準用する同法第18条第16項の規定に基づく建築設備に関する完了検査通知に対する検査（第42項に規定するものを除く。）	略
40	工作物に関する完了検査申請又は完了検査通知手数料	建築基準法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第7条第1項の規定に基づく工作物に関する完了検査の申請又は同法第18条第14項の規定に基づく工作物に関する完了検査通知に対する検査	略	40	工作物に関する完了検査申請又は完了検査通知手数料	建築基準法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第7条第1項の規定に基づく工作物に関する完了検査の申請又は同法第18条第16項の規定に基づく工作物に関する完了検査通知に対する検査	略
41	中間検査を経	建築基準法第7条	略	41	中間検査を経	建築基準法第7条	略

現行				改正案			
	た建築物に関する完了検査申請又は完了検査通知手数料	の3第1項の特定工程に係る建築物についての同法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請又は同法第18条第14項の規定に基づく建築物に関する完了検査通知に対する検査					
					た建築物に関する完了検査申請又は完了検査通知手数料	の3第1項の特定工程に係る建築物についての同法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請又は同法第18条第16項の規定に基づく建築物に関する完了検査通知に対する検査（次項に係るものを除く。）	
41の2	中間検査を経た建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物に関する完了検査申請又は完了検査通知手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた計画による建築物（同法及び都市の低炭素化の促進に関する法律の規定により適合判定通知書の交付を受けたと	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に125,000円を加算した額	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料額に162,000円を加算した額	

現行				改正案				
						みなされる建築に よる建築物を 含む。)に係る建 築基準法第7条の 3第1項の特定工 程に係る建築物に ついての同法第7 条第1項の規定に 基づく建築物に 関する完了検査 又は建築物のエ ネルギー消費性能 の向上に関する 法律第13条第2 項に規定する建 築物エネルギー 消費性能適合性 判定を受けた計 画による建築物 に係る建築基準 法第18条第16 項の規定に基づく 建築物に関する 完了検査通知に 対する検査	床面積の合計が 10,000平方メ ートルを超え25, 000平方メートル 以内の場合 床面積の合計が 25,000平方メ ートルを超え50, 000平方メートル 以内の場合 床面積の合計が 50,000平方メ ートルを超える 場合	前項に掲げる床 面積の合計の区 分に応じ、それ ぞれ当該手数料 額に194,000 円を加算した額 前項に掲げる床 面積の合計の区 分に応じ、それ ぞれ当該手数料 額に227,000 円を加算した額 前項に掲げる床 面積の合計の区 分に応じ、それ ぞれ当該手数料 額に294,000 円を加算した額
42	中間検査を経た昇降機に関する完了検査	建築基準法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物について、同法第7条第1項の規定に	略	42	中間検査を経た昇降機に関する完了検査	建築基準法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物について、同法第7条第1項の規定に	略	

現行				改正案			
	申請又は完了検査通知手数料	基づく完了検査の申請に係る計画に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降機に関する完了検査の申請又は同法第18条第14項の規定に基づく完了検査通知に係る計画に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降機に関する完了検査通知に対する検査			申請又は完了検査通知手数料	基づく完了検査の申請に係る計画に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降機に関する完了検査の申請又は同法第18条第16項の規定に基づく完了検査通知に係る計画に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降機に関する完了検査通知に対する検査	
43	建築物に関する中間検査申請又は中間検査通知手数料	建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請又は同法第18条第17項の規定に基づく建築物に関する中間検査通知に対する検査	略	43	建築物に関する中間検査申請又は中間検査通知手数料	建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請又は同法第18条第19項の規定に基づく建築物に関する中間検査通知に対する検査	略
44	建築設備に関する中間検査申請又は中間検査通知手数料	建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく中間検査の申請に係る計画に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降機に関する中間検査若しくは同条において準用する同法第7条の3第1項の	略	44	建築設備に関する中間検査申請又は中間検査通知手数料	建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく中間検査の申請に係る計画に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降機に関する中間検査若しくは同条において準用する同法第7条の3第1項の	略

現行				改正案			
		規定に基づく建築設備に関する中間検査の申請又は同法第18条第17項の規定に基づく中間検査通知に係る計画に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降機に関する中間検査若しくは同条において準用する同法第18条第17項の規定に基づく建築設備に関する中間検査通知に対する検査				規定に基づく建築設備に関する中間検査の申請又は同法第18条第19項の規定に基づく中間検査通知に係る計画に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合における当該昇降機に関する中間検査若しくは同条において準用する同法第18条第17項の規定に基づく建築設備に関する中間検査通知に対する検査	
45	工作物に関する中間検査申請又は中間検査通知手数料	建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条の3第1項の規定に基づく工作物に関する中間検査の申請又は同法第18条第17項の規定に基づく工作物に関する中間検査通知に対する検査	略	45	工作物に関する中間検査申請又は中間検査通知手数料	建築基準法第88条第1項において準用する同法第7条の3第1項の規定に基づく工作物に関する中間検査の申請又は同法第18条第19項の規定に基づく工作物に関する中間検査通知に対する検査	略
略	略	略	略	略	略	略	略
65	特定防災街区整備地区内における建築物の敷地面積の特例許可申請手数料	建築基準法第67条の2第3項第2号の規定に基づく建築物の敷地面積の特例の許可の申請に対する審査	略	65	特定防災街区整備地区内における建築物の敷地面積の特例許可申請手数料	建築基準法第67条の3第3項第2号の規定に基づく建築物の敷地面積の特例の許可の申請に対する審査	略
65の2	特定防災街区整備地区内	建築基準法第67条の2第5項第2号の規定に基づく建築物の壁	略	65の2	特定防災街区整備地区内	建築基準法第67条の3第5項第2号の規定に基づく建築物の壁	略

現行				改正案			
	における建築物の壁面の位置の特例許可申請手数料	面の位置の特例の許可の申請に対する審査			における建築物の壁面の位置の特例許可申請手数料	面の位置の特例の許可の申請に対する審査	
65の3	特定防災街区整備地区内における建築物の間口率及び高さの許可申請手数料	建築基準法第67条の2第9項第2号の規定に基づく建築物の間口率及び高さの許可の申請に対する審査	略	65の3	特定防災街区整備地区内における建築物の間口率及び高さの許可申請手数料	建築基準法第67条の3第9項第2号の規定に基づく建築物の間口率及び高さの許可の申請に対する審査	略
略	略	略	略	略	略	略	略
76の11	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査(次項に係るものを除く。以下この項において同じ。)のうち、一戸建ての住宅に係る審査(以下この項において「戸建住宅審	床面積が200平方メートル未満のものにつき40,200円(建築基準法第6条の2第1項又は第7条の2第1項の規定による指定を受けた指定確認検査機関、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第76条第1項に規定する登録建築物調査機関	76の11	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査(次項に係るものを除く。以下この項において同じ。)のうち、一戸建ての住宅に係る審査(以下この項において「戸建住宅審	床面積が200平方メートル未満のものにつき40,200円(建築基準法第6条の2第1項又は第7条の2第1項の規定による指定を受けた指定確認検査機関、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関

現行					改正案				
			査」という。)	又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関のうち市長が定めるものにより、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められた計画(以下この項及び第76の13項において「低炭素建築物適合計画」という。)である場合にあっては、6,700円)				査」という。)	又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関のうち市長が定めるものにより、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められた計画(以下この項及び第76の13項において「低炭素建築物適合計画」という。)である場合にあっては、6,700円)
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
76の14	略	略	略	略	76の14	略	略	略	略
					76の14	建築物エネルギー消費性能	建築物のエネルギー消費性能の向上	床面積が2,000平方メートル	1件につき543,000円



現行				改正案				
				2	適合性判定申請手数料	に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、同法第11条第1項に規定する非住宅部分（以下この項、次項、第76の15項、第76の17項及び第76の19項において「非住宅部分」という。）であって建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この項、次項、第76の15項、第76の17項及び第76の	一トル以上 5,000平方メートル未満のもの 床面積が1件につき 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの 床面積が1件につき 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの 床面積が1件につき 25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの 床面積が1件につき 50,000平方メートル以上のもの	
							669,000円	
							790,000円	
							901,000円	
							1,124,000円	

現行					改正案				
							19項において「基準省令」という。)		
							第1条第1項第1号イの基準を用いたものに係る審査		
							建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第1条第1項第1号ロの基準を用いたものに係る審査	床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 245,000円
							建築物のエネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第1条第1項第1号ロの基準を用いたものに係る審査	床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 320,000円
							あつて基準省令第1条第1項第1号ロの基準を用いたものに係る審査	床面積が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	1件につき 384,000円
								床面積が25,000平方メートル以上	1件につき 450,000円

現行				改正案				
							50,000平方メートル未満のもの	
							床面積が50,000平方メートル以上のもの	1件につき 583,000円
				76の	建築物エネルギー消費性能	建築物のエネルギー消費性能の向上	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき 236,000円
				3	確保計画変更手数料	に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に対する審査のうち、非住宅部分であつて基準省令第1条第1項第1号イの基準を用いたものに係る審査	床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき 381,000円
							床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	1件につき 543,000円
							床面積が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	1件につき 669,000円

現行					改正案						
									もの		
									床面積が	1件につき	
									10,000平方メ	790,000円	
									ートル以上		
									25,000平方メ		
									ートル未満の		
									もの		
									床面積が	1件につき	
									25,000平方メ	901,000円	
									ートル以上		
									50,000平方メ		
									ートル未満の		
									もの		
									床面積が	1件につき	
									50,000平方メ	1,124,000円	
									ートル以上の		
									もの		
									建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に対し	床面積が300平方メートル未満のもの	1件につき
										91,600円	
									床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	1件につき	
										152,000円	

現行						改正案					
									する審査のうち、 非住宅部分であつて 基準省令第1条第1項 第1号口の基準を用いた ものに係る審査	床面積が 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満の もの	1件につき 245,000円
										床面積が 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満の もの	1件につき 320,000円
										床面積が 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満の もの	1件につき 384,000円
										床面積が 25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満の もの	1件につき 450,000円
										床面積が 50,000平方メートル以上 の もの	1件につき 583,000円

現行					改正案				
								一トール以上の もの	
76の 14の	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次項に係るものを除く。以下この項において同じ。）のうち、一戸建ての住宅に係る審査（以下この項において「戸建住宅審査」という。）	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき36,800円（エネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関 又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関のうち市長が定めるものにより、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付	76の 14の 4	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次項に係るものを除く。以下この項において同じ。）のうち、一戸建ての住宅に係る審査（以下この項において「戸建住宅審査」という。）	床面積が200平方メートル未満のもの	前項に掲げる手数料額と同一の額
76の 15	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次項に係るものを除く。以下この項において同じ。）のうち、一戸建ての住宅に係る審査（以下この項において「戸建住宅審査」という。）	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき36,800円（エネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関 又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関のうち市長が定めるものにより、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関のうち市長が定めるものにより、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付	76の 15	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次項に係るものを除く。以下この項において同じ。）のうち、一戸建ての住宅に係る審査（以下この項において「戸建住宅審査」という。）	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき36,800円（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関のうち市長が定めるものにより、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付

現行			改正案		
		費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められた計画（以下この項及び第76の17項において「建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画」という。）である場合にあっては、6,700円)			費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められた計画（以下この項及び第76の17項において「建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画」という。）である場合にあっては、6,700円)
	略	略		略	略
略	略	略		略	略
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、同法第11条第1項に規定する	略	略	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、 <u>非住宅部分</u> であって基準省令	略	略

現行				改正案			
		<p>非住宅部分（以下この項、第76の17項及び第76の19項において「非住宅部分」という。）であって建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この項、第76の17項及び第76の19項において「基準省令」という。）第8条第1号イ(1)及びロ(1)の基準を用いたものに係る審査（以下この項において「非住宅標準審査」という。）</p>				<p>第10条第1号イ(1)及びロ(1)</p>	
		<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に</p>	略	略		<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に</p>	略



現行					改正案				
		基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)の基準を用いたものに係る審査(以下この項において「非住宅モデル審査」という。)					基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)の基準を用いたものに係る審査(以下この項において「非住宅モデル審査」という。)		
		略	略	略			略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
76の	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	略	略	略	76の	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	略	略	略
17	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する	略	略	17	建築物のエネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する	略	略

現行				改正案			
		<p>審査のうち、非住宅部分であって基準省令第8条第1号イ(1)及びロ(1)の基準を用いたものに係る審査 (以下この項において「非住宅標準審査」という。)</p>				<p>審査のうち、非住宅部分であって基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)の基準を用いたものに係る審査 (以下この項において「非住宅標準審査」という。)</p>	
		<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)の基準を用いたものに係る審査 (以下この項にお</p>	略	略		<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)の基準を用いたものに係る審査 (以下この項にお</p>	略

現行					改正案				
		いて「非住宅モデル審査」という。)					いて「非住宅モデル審査」という。)		
		略	略	略			略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
76の19	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅であって基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)の基準を用いたものに係る審査(以下この項において「戸建住宅性能審査」という。)	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき36,800円(エネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又	76の19	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、一戸建ての住宅であって基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)の基準を用いたものに係る審査(以下この項において「戸建住宅性能審査」という。)	床面積が200平方メートル未満のもの	1件につき36,800円(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関のうち市長が定めるものにより、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に掲げる基準に

現行					改正案				
				適合すると認められた建築物（以下この項において「建築物エネルギー消費性能基準適合建築物」という。）である場合にあつては、6,700円)					適合すると認められた建築物（以下この項において「建築物エネルギー消費性能基準適合建築物」という。）である場合にあつては、6,700円)
			略	略				略	略
		略					略		
備考					備考				
1～6 略					1～6 略				
7～11 略					<p><u>7</u> 第38の2項及び第41の2項に規定する床面積の合計は、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の部分の床面積について算定する。</p> <p><u>8～12</u> 略</p> <p><u>13</u> 第76の14の2項に規定する床面積は、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の部分の床面積について算定する。</p> <p><u>14</u> 第76の14の3項に規定する床面積は、認定を受けた建築物エネルギー消費性能適合性判定の変更に係る部分の床面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)の2分の1について算定する。</p> <p><u>15</u> 第76の15項に規定する床面積は、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る建築物の部分の床面積について算定する。</p> <p><u>16</u> 第76の17項に規定する床面積は、認定を受けた建築物エネルギー</p>				

現行	改正案
<p>12～14 略</p>	<p><u>一消費性能向上計画の変更に係る部分の床面積(床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)の2分の1について算定する。</u></p> <p>17 <u>第76の19項に規定する床面積は、建築物エネルギー消費性能基準適合性認定に係る建築物の部分の床面積について算定する。</u></p> <p>18～20 略</p>

## 奈良市税条例 新旧対照表 (第1条による改正)

現行	改正案
<p>(市民税の申告)</p> <p>第28条 第13条第1項第1号の者は、3月15日までに、市長が定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によつて給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第24条の2第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する<u>仮認定特定非営利活動法人</u>に対するものを除く。第5項において同じ。)に係る部分を除く。)及び第2項の規定によつて控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。次項及び第3項において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)については、この限りでない。</p> <p>2～8 略</p> <p>附 則</p> <p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第7条の3 略</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から<u>平成41年度</u>までの各年度分の個人の市民税に</p>	<p>(市民税の申告)</p> <p>第28条 第13条第1項第1号の者は、3月15日までに、市長が定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によつて給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第24条の2第1項(同項第2号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する<u>特例認定特定非営利活動法人</u>に対するものを除く。第5項において同じ。)に係る部分を除く。)及び第2項の規定によつて控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。次項及び第3項において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)については、この限りでない。</p> <p>2～8 略</p> <p>附 則</p> <p>(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第7条の3 略</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から<u>平成43年度</u>までの各年度分の個人の市民税に</p>

現行			改正案		
<p>限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成31年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第22条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>			<p>限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第22条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>		
<p>2・3 略 （軽自動車税の税率の特例）</p>			<p>2・3 略 （軽自動車税の税率の特例）</p>		
<p>第22条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第90条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる____規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>第22条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第90条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる<u>同条</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第90条第2号	3,900円	4,600円	第2号	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円		6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円		10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円		3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円		5,000円	6,000円
<p>2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる____規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる<u>三輪以上の軽自動車</u>に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分____の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる<u>同条</u>の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第90条第2号	3,900円	1,000円	第2号	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円		6,900円	1,800円

現行			改正案		
	10,800円	2,700円		10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円		3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円		5,000円	1,300円
<p>3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる____規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分____の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第90条第2号	3,900円	2,000円	第2号	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円		6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円		10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円		3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円		5,000円	2,500円
<p>4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる____規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分____の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第90条第2号	3,900円	3,000円	第2号	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円		6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円		10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円		3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円		5,000円	3,800円



## 奈良市税条例 新旧対照表（第2条による改正）

現行	改正案
<p>(納税証明事項)</p> <p>第8条 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により<u>軽自動車税</u>を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>（納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第10条 納税者又は特別徴収義務者は、第33条、第39条、第40条若しくは第43条（第54条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第44条の4第1項（第44条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第45条第1項（法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。）、第53条、第74条_____、第91条第2項、第107条第1項若しくは第2項、第111条第2項、第135条第1項、第141条第3項、第154条第1項又は第162条に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第107条第1項</u> _____若しくは第2項の申告書、第135条第1項の申告書又は第154条第1項の申告書に係る税額（第4</p>	<p>(納税証明事項)</p> <p>第8条 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により<u>種別割</u>_____を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>（納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第10条 納税者又は特別徴収義務者は、第33条、第39条、第40条若しくは第43条（第54条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第44条の4第1項（第44条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第45条第1項（法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。）、第53条、第74条、<u>第88条の7第1項</u>、第91条第2項、第107条第1項若しくは第2項、第111条第2項、第135条第1項、第141条第3項、第154条第1項又は第162条に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第88条の7第1項の申告書</u>、第107条第1項若しくは第2項の申告書、第135条第1項の申告書又は第154条第1項の申告書に係る税額（第4</p>

現行	改正案
<p>号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) <u>第107条第1項</u>若しくは第2項の申告書、第135条第1項の申告書又は第154条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(法人税割の税率)</p>	<p>号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) <u>第88条の7第1項の申告書、第107条第1項若しくは第2項の申告書、第135条第1項の申告書又は第154条第1項の申告書</u>でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>(法人税割の税率)</p>
<p>第23条 法人税割の税率は、<u>100分の12.1</u>とする。</p>	<p>第23条 法人税割の税率は、<u>100分の8.4</u>とする。</p>
<p>(軽自動車税の納税義務者等)</p>	<p>(軽自動車税の納税義務者等)</p>
<p>第88条 <u>軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下軽自動車税について「軽自動車等」という。）に対し、その所有者に課する。</u></p>	<p>第88条 <u>軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下軽自動車税について「軽自動車等」という。）に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によつて課する。</u></p>
<p>2 <u>軽自動車等の売買があつた場合において、売主が当該軽自動車等の所有権を留保しているときは、軽自動車税の賦課徴収については、買主を当該軽自動車等の所有者とみなす。</u></p>	<p>2 <u>前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。</u></p>
<p>3 <u>軽自動車等の所有者が法第443条第1項の規定によつて軽自動車税を課することができない者である場合においては</u>、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供するものについては、これを課さない。</p> <p>(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)</p>	<p>3 <u>軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割</u>を課することができない者である場合には、<u>第1項の規定にかかわらず</u>、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する<u>軽自動車等</u>については、これを課さない。</p> <p>(軽自動車税のみならず課税)</p>
<p>第88条の2 <u>日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち直接その本来の事業の用に供する救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。</u></p>	<p>第88条の2 <u>軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p>

現行	改正案
	<p>2 <u>前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</u></p> <p>3 <u>法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u></p> <p>4 <u>法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u>  <u>（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）</u></p> <p>第88条の3 <u>日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち直接その本来の事業の用に供する救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。</u>  <u>（環境性能割の課税標準）</u></p> <p>第88条の4 <u>環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。</u>  <u>（環境性能割の税率）</u></p> <p>第88条の5 <u>次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</u>  <u>（1） 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1</u></p>

現行	改正案
	<p>(2) <u>法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2</u></p> <p>(3) <u>法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3</u> <u>（環境性能割の徴収の方法）</u></p> <p><u>第88条の6 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。</u> <u>（環境性能割の申告納付）</u></p> <p><u>第88条の7 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</u></p> <p><u>2 三輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。</u> <u>（環境性能割に係る不申告等に関する過料）</u></p> <p><u>第88条の8 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</u></p> <p><u>2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。</u></p> <p><u>3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。</u> <u>（環境性能割の減免）</u></p> <p><u>第88条の9 市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第97条第1項各号に掲げる軽自動車等（三輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。</u></p> <p><u>2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項</u></p>

現行	改正案
<p>(軽自動車税の課税免除)</p> <p>第89条 商品であつて使用しない軽自動車等に対しては、<u>軽自動車税</u>を課さない。</p> <p>(軽自動車税の税率)</p> <p>第90条 <u>軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し</u>、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 軽自動車</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 四輪以上のもの</p> <p>乗用のもの</p> <p>営業用 年額 6,900円</p> <p>自家用 年額 10,800円</p> <p>貨物用のもの</p> <p>営業用 年額 3,800円</p> <p>自家用 年額 5,000円</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(軽自動車税の賦課期日及び納期)</p> <p>第91条 <u>軽自動車税の賦課期日</u>は、4月1日とする。</p> <p>2 <u>軽自動車税の納期</u>は、5月15日から同月31日までとする。</p> <p>(軽自動車税の徴収の方法)</p> <p>第93条 <u>軽自動車税</u>は、普通徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>(軽自動車税に関する申告又は報告)</p> <p>第94条 <u>軽自動車税</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下<u>本節</u>において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となつた日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又</p>	<p><u>については、規則で定める。</u></p> <p>(種別割<u>      </u>の課税免除)</p> <p>第89条 商品であつて使用しない軽自動車等に対しては、<u>種別割</u>を課さない。</p> <p>(種別割<u>      </u>の税率)</p> <p>第90条 <u>次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は</u>、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 軽自動車</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 四輪以上のもの</p> <p>(ア) 乗用のもの</p> <p>営業用 年額 6,900円</p> <p>自家用 年額 10,800円</p> <p>(イ) 貨物用のもの</p> <p>営業用 年額 3,800円</p> <p>自家用 年額 5,000円</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>(種別割<u>      </u>の賦課期日及び納期)</p> <p>第91条 <u>種別割</u>の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 <u>種別割</u>の納期は、5月15日から同月31日までとする。</p> <p>(種別割<u>      </u>の徴収の方法)</p> <p>第93条 <u>種別割</u>は、普通徴収の方法によつて徴収する。</p> <p>(種別割<u>      </u>に関する申告又は報告)</p> <p>第94条 <u>種別割</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下<u>この節</u>において「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となつた日から15日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又</p>

現行	改正案
<p>は使用者にあつては施行規則第33号の4様式 による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、その者の住所を証明する書類の提出を求めることができる。</p>	<p>は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、その者の住所を証明する書類の提出を求めることができる。</p>
<p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4様式 による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p>	<p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があつた場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があつた事項について軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p>
<p>3 軽自動車等の所有者等でなくなつた者は、軽自動車等の所有者等でなくなつた日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4様式 による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>3 軽自動車等の所有者等でなくなつた者は、軽自動車等の所有者等でなくなつた日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p>
<p>4 法第443条第1項若しくは第88条の2又は第88条第3項ただし書の規定によつて軽自動車税を課することのできない軽自動車等で主たる定置場が市内に所在するものの所有者又は使用者については、前3項の規定を準用する。</p>	<p>4 法第443条第1項若しくは第88条の3又は第88条第3項ただし書の規定によつて軽自動車税を課することのできない軽自動車等で主たる定置場が市内に所在するものの所有者又は使用者については、前3項の規定を準用する。</p>
<p>5 第88条第2項 に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、当該請求があつた日から15日以内に次の各号に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)</p>	<p>5 第88条の2第1項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、当該請求があつた日から15日以内に次の各号に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(種別割 に係る不申告等に関する過料)</p>
<p>第95条 軽自動車等の所有者等又は第88条第2項 に規定する軽自動車等の</p>	<p>第95条 軽自動車等の所有者等又は第88条の2第1項に規定する軽自動車等の</p>

現行	改正案
<p>売主が前条第1項から第3項まで又は第5項の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>2・3 略 (<u>軽自動車税</u>の減免)</p> <p>第96条 市長は、公益のため直接専用する<u>もの</u>と認める<u>もの</u>又は市長が特に必要と認めるものに対しては、<u>軽自動車税</u>を減免する<u>ことができる</u>。</p> <p>2 前項の規定によつて<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>3 第1項の規定によつて<u>軽自動車税</u>の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(身体障害者等に対する<u>軽自動車税</u>の減免)</p> <p>第97条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等<u>_____</u>に対しては、<u>軽自動車税</u>を減免する<u>ことができる</u>。</p> <p>(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。)が所有する軽自動車等(身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもの<u>のうち、市長が必要と認めるもの</u>(1台に限る。)</p>	<p>売主が前条第1項から第3項まで又は第5項の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>2・3 略 (<u>種別割</u>の減免)</p> <p>第96条 市長は、公益のため直接専用する<u>軽自動車等のうち必要と認めるもの</u>又は市長が特に必要と認めるものに対しては、<u>種別割</u>を減免する<u>_____</u>。</p> <p>2 前項の規定によつて<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>3 第1項の規定によつて<u>種別割</u>の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(身体障害者等に対する<u>種別割</u>の減免)</p> <p>第97条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等<u>のうち必要と認めるもの</u>に対しては、<u>種別割</u>を減免する<u>_____</u>。</p> <p>(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。)が所有する軽自動車等(身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者(以下「身体障害者等」という。)のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもの<u>_____</u>(1台に限る。)</p>

現行	改正案
<p>(2) 略</p> <p>2 前項第1号の規定によつて<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>3 第1項第2号の規定によつて<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>4 前条第3項の規定は、第1項の規定によつて<u>軽自動車税</u>の減免を受けている者について準用する。</p> <p>（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）</p> <p>第98条 略</p>	<p>(2) 略</p> <p>2 前項第1号の規定によつて<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>3 第1項第2号の規定によつて<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>4 前条第3項の規定は、第1項の規定によつて<u>種別割</u>の減免を受けている者について準用する。</p> <p>（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）</p> <p>第98条 略</p>



現行	改正案
<p>2 法第443条第1項若しくは第88条の2又は第88条第3項ただし書の規定によつて<u>軽自動車税</u>を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が市内に所在することとなつたときは、市長に対し、第94条第4項において準用する同条第1項の申告書を提出する際、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>軽自動車税</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第443条第1項若しくは第88条の2又は第88条第3項ただし書の規定によつて<u>軽自動車税</u>を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。</p>	<p>2 法第445条第1項若しくは第88条の3又は第88条第3項ただし書の規定によつて<u>種別割</u>を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が市内に所在することとなつたときは、市長に対し、第94条第4項において準用する同条第1項の申告書を提出する際、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>種別割</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条第1項若しくは第88条の3又は第88条第3項ただし書の規定によつて<u>種別割</u>を課されないこととなつたときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。</p>
3～6 略	3～6 略
<p>7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなつたとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し若しくは使用しないこととなつたとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して<u>軽自動車税</u>が課されることとなつたときは、市長に対し、第94条第4項において準用する同条第3項の申告書を提出する際、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p>	<p>7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなつたとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し若しくは使用しないこととなつたとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して<u>種別割</u>が課されることとなつたときは、市長に対し、第94条第4項において準用する同条第3項の申告書を提出する際、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p>
8・9 略 附 則	8・9 略 附 則 ( <u>軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例</u> )
第21条 <u>削除</u>	<p>第21条 <u>軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</u> (<u>軽自動車税の環境性能割の減免の特例</u>) 第21条の2 <u>市長は、当分の間、第88条の9の規定にかかわらず、県知事が自</u></p>

現行	改正案									
<p>(軽自動車税_____の税率の特例)</p> <p>第22条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税_____に係る第90条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)</p> <p>第21条の3 第88条の7の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)</p> <p>第21条の4 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第21条の5 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第88条の5の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1155 778 2119 922"> <tr> <td>第1号</td> <td>100分の1</td> <td>100分の0.5</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>100分の2</td> <td>100分の1</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td>100分の3</td> <td>100分の2</td> </tr> </table> <p>2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第88条の5(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第22条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第44条第3項に規定する_____車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第90条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	第1号	100分の1	100分の0.5	第2号	100分の2	100分の1	第3号	100分の3	100分の2
第1号	100分の1	100分の0.5								
第2号	100分の2	100分の1								
第3号	100分の3	100分の2								

現行			改正案			
第90条第2号	3,900円	4,600円	第2号イ	3,900円	4,600円	
	6,900円	8,200円		第2号ウ(ア)	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円			10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円		第2号ウ(イ)	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円			5,000円	6,000円

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（前項

現行			改正案
<p>の規定の適用を受けるものを除く。) に対する第90条の規定の適用については、当該軽自動車<sup>が</sup>平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			
第2号	3,900円	3,000円	
	6,900円	5,200円	
	10,800円	8,100円	
	3,800円	2,900円	
	5,000円	3,800円	

奈良市税条例等の一部を改正する条例（平成26年奈良市条例第25号） 新旧対照表（第3条による改正）

現行			改正案		
<p>附 則</p> <p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税_____に係る新条例第90条及び新条例附則第22条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる_____規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>附 則</p> <p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る奈良市税条例第90条及び附則第22条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
新条例第90条第2号	3,900円	3,100円	第90条第2号イ	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円	第90条第2号ウ(ア)	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円		10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円	第90条第2号ウ(イ)	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円		5,000円	4,000円
新条例附則第22条第1項の表以外の部分	第90条	奈良市税条例等の一部を改正する条例（平成26年奈良市条例第25号。以下この条において「平成26年改正条例」という。） 附則第6条の規定により読み替えて適用される第90条	附則第22条第1項	第90条	奈良市税条例等の一部を改正する条例（平成26年奈良市条例第25号。以下この条において「平成26年改正条例」という。） 附則第6条の規定により読み替えて適用される第90条
新条例附則第22条第1項の表第90条第2号の項	第90条第2号	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第90条第2号	附則第22条第1項の表第2号イの項	第2号イ	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第90条第2号イ
	3,900円	3,100円		3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円	附則第22条第1項の表第2号ウ(ア)		平成26年改正条例附則第

現行			改正案		
	<u>10,800円</u>	<u>7,200円</u>	表第2号ウ(ア)の項		6条の規定により読み替えて適用される第90条第2号ウ(ア)
	<u>3,800円</u>	<u>3,000円</u>		<u>6,900円</u>	<u>5,500円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>4,000円</u>		<u>10,800円</u>	<u>7,200円</u>
			附則第22条第1項の表第2号ウ(イ)の項	第2号ウ(イ)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第90条第2号ウ(イ)
				<u>3,800円</u>	<u>3,000円</u>
				<u>5,000円</u>	<u>4,000円</u>

奈良市税条例の一部を改正する条例（平成27年奈良市条例第37号） 新旧対照表（第4条による改正）

現行			改正案																				
<p>附 則 （市たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第5条 略 2～6 略</p> <p>7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、奈良市税条例第10条、第107条第4項及び第5項、第109条の2並びに第110条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略</th> <th>略</th> <th>略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第10条第3号</td> <td>第107条第1項 若しくは第2項の申告書、第135条第1項の申告書又は第154条第1項の申告書でその提出期限</td> <td>平成27年改正条例附則 第5条第6項の納期限</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>8～14 略</p>			略	略	略	第10条第3号	第107条第1項 若しくは第2項の申告書、第135条第1項の申告書又は第154条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則 第5条第6項の納期限	略	略	略	<p>附 則 （市たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第5条 略 2～6 略</p> <p>7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、奈良市税条例第10条、第107条第4項及び第5項、第109条の2並びに第110条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>略</th> <th>略</th> <th>略</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第10条第3号</td> <td>第88条の7第1項の申告書、第107条第1項若しくは第2項の申告書、第135条第1項の申告書又は第154条第1項の申告書でその提出期限</td> <td>平成27年改正条例附則 第5条第6項の納期限</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>8～14 略</p>			略	略	略	第10条第3号	第88条の7第1項の申告書、第107条第1項若しくは第2項の申告書、第135条第1項の申告書又は第154条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則 第5条第6項の納期限	略	略	略
略	略	略																					
第10条第3号	第107条第1項 若しくは第2項の申告書、第135条第1項の申告書又は第154条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則 第5条第6項の納期限																					
略	略	略																					
略	略	略																					
第10条第3号	第88条の7第1項の申告書、第107条第1項若しくは第2項の申告書、第135条第1項の申告書又は第154条第1項の申告書でその提出期限	平成27年改正条例附則 第5条第6項の納期限																					
略	略	略																					

## 奈良市地域包括支援センターの人員等の基準に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(人員に関する基準)</p> <p>第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 主任介護支援専門員(省令第140条の68第1項 _____に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者 _____をいう。)</p> <p>その他これに準ずる者 1人</p> <p>2 略</p>	<p>(人員に関する基準)</p> <p>第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 主任介護支援専門員(省令第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者 <u>であって、当該研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了した者をいう。</u>)</p> <p>その他これに準ずる者 1人</p> <p>2 略</p>



## 奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(就労)</p> <p>第179条 略</p> <p>2 略</p>	<p>(就労)</p> <p>第179条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。</u></p>
<p>(賃金及び工賃)</p> <p>第180条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第2項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならない。</p>	<p>(賃金及び工賃)</p> <p>第180条 略</p> <p><u>2 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者へ支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。</u></p> <p>3・4 略</p> <p><u>5 第3項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならない。</u></p>
<p>(利用者及び従業者以外の者の雇用)</p> <p>第184条 略</p>	<p><u>6 賃金及び第3項に規定する工賃の支払に要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。</u></p> <p>(利用者及び従業者以外の者の雇用)</p> <p>第184条 略</p> <p><u>(運営規程)</u></p> <p><u>第184条の2 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。</u></p> <p><u>(1) 事業の目的及び運営の方針</u></p>

現行	改正案
<p>(準用)</p> <p>第185条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第44条、第60条から第63条まで、第69条、第71条、第72条、第73条（第4項を除く。）、第76条から第78条まで、第89条から_____第95条まで、第147条、第148条及び第171条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「<u>第185条において準用する第92条</u>」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第185条において準用する第147条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第185条において準用する第147条第2項」と、第60条第1項中「次条第</p>	<p>(2) <u>従業者の職種、員数及び職務の内容</u></p> <p>(3) <u>営業日及び営業時間</u></p> <p>(4) <u>利用定員</u></p> <p>(5) <u>指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額</u></p> <p>(6) <u>指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び第180条第3項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間</u></p> <p>(7) <u>通常の事業の実施地域</u></p> <p>(8) <u>サービスの利用に当たっての留意事項</u></p> <p>(9) <u>緊急時等における対応方法</u></p> <p>(10) <u>非常災害対策</u></p> <p>(11) <u>事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類</u></p> <p>(12) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(13) <u>その他運営に関する重要事項</u></p> <p>(準用)</p> <p>第185条 第10条から第18条まで、第20条、第21条、第23条、第24条、第29条、第37条から第42条まで、第44条、第60条から第63条まで、第69条、第71条、第72条、第73条（第4項を除く。）、第76条から第78条まで、第89条から<u>第91条まで、第93条から第95条まで</u>、第147条、第148条及び第171条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条」とあるのは「<u>第184条の2</u> _____」と、第21条第2項中「次条第1項」とあるのは「第185条において準用する第147条第1項」と、第24条第2項中「第22条第2項」とあるのは「第185条において準用する第147条第2項」と、第60条第1項中「次条第</p>

現行	改正案
<p>1項」とあるのは「第185条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第62条中「前条」とあるのは「第185条において準用する前条」と、第78条第2項第1号中「第61条第1項」とあるのは「第185条において準用する第61条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第185条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第185条において準用する第91条」と、同項第4号中「第76条第3項」とあるのは「第185条において準用する第76条第3項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第185条」と、第92条中「第95条」とあるのは「第185条において準用する第95条」と、第95条中「前条」とあるのは「第185条において準用する前条」と読み替えるものとする。</p>	<p>1項」とあるのは「第185条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第62条中「前条」とあるのは「第185条において準用する前条」と、第78条第2項第1号中「第61条第1項」とあるのは「第185条において準用する第61条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第185条において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第185条において準用する第91条」と、同項第4号中「第76条第3項」とあるのは「第185条において準用する第76条第3項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第185条」と_____、第95条中「前条」とあるのは「第185条において準用する前条」と読み替えるものとする。</p>



現行	改正案
<p>2 略</p> <p>(賃金及び工賃)</p> <p>第80条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>第2項</u>の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第85条 第8条(第4項を除く。)、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第33条まで、第35条、<u>第37条</u>、第42条、第46条から第50条まで及び第54条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第85条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第28条第3項」とあるのは「第85条において準用する第28条第3項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第85条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第85条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第85条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第85条において準用する前条」と読み替えるものとする。</p>	<p>2 略</p> <p>3 <u>就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。</u></p> <p>(賃金及び工賃)</p> <p>第80条 略</p> <p>2 <u>就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。</u></p> <p>3・4 略</p> <p>5 <u>第3項</u>の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第85条 第8条(第4項を除く。)、第9条、第13条から第19条まで、第24条から第26条まで、第28条から第33条まで、第35条_____、第42条、第46条から第50条まで及び第54条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第85条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第28条第3項」とあるのは「第85条において準用する第28条第3項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第85条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第85条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第85条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第85条において準用する前条」と読み替えるものとする。</p>

## 奈良市国民健康保険条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第10条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する<u>上場株式等に係る配当所得の金額</u> _____、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する _____ 場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する _____ 場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第6項 _____ に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額） _____</p>	<p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第10条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する<u>上場株式等に係る配当所得等の金額</u>（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第</p>

現行	改正案
<p>、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第16条において「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に第12条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p>	<p>8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第16条第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第16条において「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に第12条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p>
<p>2 略 （基礎賦課限度額）</p>	<p>2 略 （基礎賦課限度額）</p>
<p>第12条の6 第9条又は第12条の2の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第9条の基礎賦課額と第12条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第15条及び第16条第1項において同じ。）は、<u>52万円</u>を超えることができない。</p>	<p>第12条の6 第9条又は第12条の2の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第9条の基礎賦課額と第12条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第15条及び第16条第1項において同じ。）は、<u>54万円</u>を超えることができない。</p>
<p>（後期高齢者支援金等賦課限度額）</p>	<p>（後期高齢者支援金等賦課限度額）</p>
<p>第12条の6の10 第12条の6の3又は第12条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第12条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第12条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第15条及び第16条第1項において同じ。）は、<u>17万円</u>を超えることができない。</p>	<p>第12条の6の10 第12条の6の3又は第12条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第12条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第12条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第15条及び第16条第1項において同じ。）は、<u>19万円</u>を超えることができない。</p>
<p>（普通徴収に係る納期及び納付額）</p>	<p>（普通徴収に係る納期及び納付額）</p>
<p>第14条 普通徴収に係る保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。 第1期 _____ 6月15日から同月30日まで</p>	<p>第14条 普通徴収に係る保険料の納期（以下「納期」という。）は、次のとおりとする。 <u>6月期（第1期）</u> 6月15日から同月30日まで</p>

現行	改正案
<p>第2期 7月15日から同月31日まで</p> <p>第3期 8月15日から同月31日まで</p> <p>第4期 9月15日から同月30日まで</p> <p>第5期 10月15日から同月31日まで</p> <p>第6期 11月15日から同月30日まで</p> <p>第7期 12月15日から同月28日（同日が土曜日のときはその前日、日曜日のときはその前々日）まで</p> <p>第8期 翌年1月15日から同月31日まで</p> <p>第9期 翌年2月15日から同月末日まで</p> <p>第10期 翌年3月15日から同月31日まで</p>	<p>7月期（第2期） 7月15日から同月31日まで</p> <p>8月期（第3期） 8月15日から同月31日まで</p> <p>9月期（第4期） 9月15日から同月30日まで</p> <p>10月期（第5期） 10月15日から同月31日まで</p> <p>11月期（第6期） 11月15日から同月30日まで</p> <p>12月期（第7期） 12月15日から同月28日（同日が土曜日のときはその前日、日曜日のときはその前々日）まで</p> <p>1月期（第8期） 翌年1月15日から同月31日まで</p> <p>2月期（第9期） 翌年2月15日から同月末日まで</p> <p>3月期（第10期） 翌年3月15日から同月31日まで</p>
2・3 略	2・3 略
<p>4 第1項に規定する各納期に納付すべき保険料の額は、次に定めるところにより算定する。</p> <p>(1) 当該年度分の納付義務者から徴収する保険料の賦課額を、最初の納期から順に<u>千円</u>ずつ、残額が<u>千円</u>未満になるまで分配する。</p> <p>(2) 略</p> <p>(保険料の減額)</p>	<p>4 第1項に規定する各納期に納付すべき保険料の額は、次に定めるところにより算定する。</p> <p>(1) 当該年度分の納付義務者から徴収する保険料の賦課額を、最初の納期から順に<u>100円</u>ずつ、残額が<u>100円</u>未満になるまで分配する。</p> <p>(2) 略</p> <p>(保険料の減額)</p>
<p>第16条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条又は第12条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>52万円</u>を超える場合には、<u>52万円</u>）とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、<u>また、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分し</u></p>	<p>第16条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条又は第12条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>54万円</u>を超える場合には、<u>54万円</u>）とする。</p> <p>(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、<u>所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分し</u></p>



現行	改正案
<p>て計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する<u>上場株式等に係る配当所得の金額</u> _____、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第6項 _____に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額） _____、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ 略</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、<u>26万5千円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において</p>	<p>て計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する<u>上場株式等に係る配当所得等の金額</u>（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する<u>上場株式等に係る譲渡所得等の金額</u>（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ 略</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、<u>27万円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において</p>

現行	改正案
<p>当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ 略</p>	<p>当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ 略</p>
<p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、<u>48万円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ 略</p>	<p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、<u>49万円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ 略</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の6の3又は第12条の6の6」と、「<u>52万円</u>」とあるのは「<u>17万円</u>」と、前項中「第12条」とあるのは「第12条の6の5」と読み替えるものとする。</p>	<p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の6の3又は第12条の6の6」と、「<u>54万円</u>」とあるのは「<u>19万円</u>」と、前項中「第12条」とあるのは「第12条の6の5」と読み替えるものとする。</p>
<p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の8」と、「<u>52万円</u>」とあるのは「16万円」と、第2項中「第12条」とあるのは「第12条の11」と読み替えるものとする。</p>	<p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の8」と、「<u>54万円</u>」とあるのは「16万円」と、第2項中「第12条」とあるのは「第12条の11」と読み替えるものとする。</p>

奈良市体育施設条例 新旧対照表

現行							改正案						
別表第9（第5条関係）							別表第9（第5条関係）						
球技場使用料							球技場使用料						
区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	区分	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	9：00	13：00	18：00	9：00	13：00	9：00		9：00	13：00	18：00	9：00	13：00	9：00
	～	～	～	～	～	～		～	～	～	～	～	～
	12：00	17：00	21：00	17：00	21：00	21：00		12：00	17：00	21：00	17：00	21：00	21：00
奈良市柏木球技場及び奈良市都祁生涯スポーツセンター球技場	円 1,800	円 2,400	円 3,600	円 4,800	円 6,600	円 9,000	奈良市柏木球技場及び奈良市都祁生涯スポーツセンター球技場	円 1,800	円 2,400	円 3,600	円 4,800	円 6,600	円 9,000
略						略	略						略
備考							備考						
1～5 略							1～5 略						
6 奈良市都祁生涯スポーツセンター球技場の照明使用券（3時間分）は、4,800円							6 奈良市都祁生涯スポーツセンター球技場の夜間照明使用料は、						
_____とする。							1時間（1時間に満たないときは、1時間とみなす。）当たり						
7・8 略							1,600円とする。						
							7・8 略						

奈良市道路占用料に関する条例 新旧対照表

現行				改正案			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
	占用物件	単位	占用料		占用物件	単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本につき1年	610円	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本につき1年	660円
	第二種電柱		940円	第二種電柱	1,000円		
	第三種電柱		1,300円	第三種電柱	1,400円		
	第一種電話柱		550円	第一種電話柱	590円		
	第二種電話柱		870円	第二種電話柱	950円		
	第三種電話柱		1,200円	第三種電話柱	1,300円		
	その他の柱類		55円	その他の柱類	59円		
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	5円	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年
	地下に設ける電線その他の線類	3円		地下に設ける電線その他の線類	4円		
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	540円	路上に設ける変圧器	1個につき1年	580円	
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	330円	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	350円	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	1,100円		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年
	郵便差出箱及び信書便差出箱	460円		郵便差出箱及び信書便差出箱	500円		
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	3,800円	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	3,800円	
	その他のもの	占用面積1平方	1,100円	その他のもの	占用面積1平方	1,200円	

現行				改正案				
			メートルにつき 1年				メートルにつき 1年	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年		23円	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	25円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			33円		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		35円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			49円		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		53円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			66円		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		71円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			98円		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		110円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			130円		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		140円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			230円		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		250円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			330円		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		350円
	外径が1メートル以上のもの			660円		外径が1メートル以上のもの		710円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき1年		1,100円	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき1年	1,200円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室の	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額	法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室の	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額

現行					改正案					
設		階数が2のもの		Aに0.007を乗じて得た額						Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額						
		上空に設ける通路		1,900円						1,900円
		地下に設ける通路		1,200円						1,100円
		その他のもの		1,100円						1,200円
法第32条第1項第6号	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるに掲げる施設	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1日	38円		法第32条第1項第6号	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるに掲げる施設	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1日	38円
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号	看板（ア一チであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	380円		道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号	看板（ア一チであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	380円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	3,800円				その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	3,800円
に掲げる物件	標識		1本につき1年	870円		に掲げる物件	標識		1本につき1年	950円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	38円			旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	38円
		その他のもの	1本につき1月	380円				その他のもの	1本につき1月	380円
	幕（令第7条第4号に掲げ	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的	その面積1平方メートルにつき1日	38円		幕（令第7条第4号に掲げ	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的	その面積1平方メートルにつき1日	38円	

現行				改正案				
	る工事用 施設であ るものを 除く。)	に設けるもの						
		その他のもの	その面積1平方 メートルにつき 1月	380円			380円	
	アーチ	車道を横断す るもの	1基につき1月	3,800円			3,800円	
		その他のもの		1,900円			1,900円	
令第7条第4号に掲げる工事用施設 及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方 メートルにつき 1月		380円	令第7条第4号に掲げる工事用施設 及び同条第5号に掲げる工事用材料		380円	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物 及び同条第7号に掲げる施設				110円	令第7条第6号に掲げる仮設建築物 及び同条第7号に掲げる施設		120円	
令第7条第 9号に掲げ る施設	建築物	占用面積1平方 メートルにつき	Aに0.014を 乗じて得た額	Aに0.01を乗 じて得た額	令第7条第 9号に掲げ る施設	建築物	占用面積1平方 メートルにつき	Aに0.015を 乗じて得た額
	その他のもの	1年				その他のもの	1年	Aに0.01を乗 じて得た額
その他前各項により難い占用物件		前各項に準じて市長が定める 額			その他前各項により難い占用物件		前各項に準じて市長が定める 額	
備考				備考				
1～5 略				1～5 略				
6 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算する。				6 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算する。				
7・8 略				7・8 略				
				9 1件の占用料の額が100円未満のときは、100円とする。				
				10 1件の占用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。				

奈良市準用河川管理条例 新旧対照表

現行					改正案				
別表（第5条関係）					別表（第5条関係）				
1 流水・土地占用料					1 流水・土地占用料				
区分	種別	単位	占用料	摘要	区分	種別	単位	占用料	摘要
流水占用料	鉱工業その他の用に供するもの	毎秒1リットル 1年につき	5,140円		流水占用料	鉱工業その他の用に供するもの	毎秒1リットル 1年につき	5,140円	
土地占用料	第一種電柱	1本 1年につき	610円	組立鉄柱又はH柱は2本とみなす。	土地占用料	第一種電柱	1本 1年につき	660円	組立鉄柱又はH柱は2本とみなす。
	第二種電柱	1本 1年につき	940円			1,000円			
	第三種電柱	1本 1年につき	1,300円			1,400円			
	第一種電話柱	1本 1年につき	550円	組立鉄柱又はH柱は2本とみなす。		第一種電話柱	1本 1年につき	590円	組立鉄柱又はH柱は2本とみなす。
	第二種電話柱	1本 1年につき	870円			950円			
	第三種電話柱	1本 1年につき	1,200円			1,300円			
	公衆電話所	1個 1年につき	1,100円			公衆電話所	1個 1年につき	1,200円	
	埋設又は架設管類	外径が40センチメートル未満のもの	1メートル 1年につき	130円			埋設又は架設管類	外径が40センチメートル未満のもの	1メートル 1年につき
外径が40センチメートル以上70センチメートル未満のもの		1メートル 1年につき	230円		埋設又は架設管類	外径が40センチメートル以上70センチメートル未満のもの		1メートル 1年につき	250円



現行					改正案				
	センチメートル未満のもの					センチメートル未満のもの			
	外径が70センチメートル以上100センチメートル未満のもの	1メートルにつき	330円			外径が70センチメートル以上100センチメートル未満のもの	1メートルにつき	350円	
	外径が100センチメートル以上	1メートルにつき	660円			外径が100センチメートル以上	1メートルにつき	710円	
	仮設建築物	1平方メートルにつき	110円	露店、工事用建築物その他これに類するもの		仮設建築物	1平方メートルにつき	120円	露店、工事用建築物その他これに類するもの
	通路橋、通路	1平方メートルにつき	1,080円			通路橋、通路	1平方メートルにつき	1,160円	
	その他前各項により難しい工作物	1平方メートルにつき	2,200円			その他前各項により難しい工作物	1平方メートルにつき	2,400円	
	原形のままの占用	1平方メートルにつき	110円	農耕地、採草地等		原形のままの占用	1平方メートルにつき	120円	農耕地、採草地等
	養魚	1平方メートルにつき	300円			養魚	1平方メートルにつき	320円	

備考

1・2 略

3 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平

備考

1・2 略

3 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01

現行	改正案
<p>方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして</p>	<p>平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算する。</p>
<p>計算する。</p>	<p>計算する。</p>
<p>4 略</p>	<p>4 略</p>
<p>5 <u>1件の占用料の額に10円未満の端数があるときは10円とし、1件の占用料の額が100円未満のときは100円とする。</u></p>	<p>5 <u>1件の占用料の額が100円未満のときは、100円とする。</u></p>
<p>2 略</p>	<p>6 <u>1件の占用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。</u></p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>

## 奈良市法定外公共物の管理に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(占用料の徴収)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 占用料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 奈良市道路占用料に関する条例(昭和28年奈良市条例第11号)別表に規定する占有物件 同表に規定する単位及び占用料</p> <p>(2) 通路橋及び通路(道路の占有に係るものを除く。) 占有面積1平方メートルにつき年額<u>1,080円</u></p> <p>3～6 略</p>	<p>(占用料の徴収)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 占用料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 奈良市道路占用料に関する条例(昭和28年奈良市条例第11号)別表に規定する占有物件 同表に規定する単位及び占用料</p> <p>(2) 通路橋及び通路(道路の占有に係るものを除く。) 占有面積1平方メートルにつき年額<u>1,160円</u></p> <p>3～6 略</p>

奈良市都市公園条例 新旧対照表

現行					改正案				
別表（第9条関係）					別表（第9条関係）				
1 略					1 略				
2 都市公園を占用する場合					2 都市公園を占用する場合				
電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの	占用物件	単位	期間	金額	電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの	単位	期間	金額	
	第一種電柱	1本	1年	610円	第一種電柱	1本	1年	660円	
	第二種電柱			940円	第二種電柱			1,000円	
	第三種電柱			1,300円	第三種電柱			1,400円	
	第一種電話柱			550円	第一種電話柱			590円	
	第二種電話柱			870円	第二種電話柱			950円	
	第三種電話柱			1,200円	第三種電話柱			1,300円	
	その他の柱類			55円	その他の柱類			59円	
	共架電線その他上空に設ける線類	1メートル	1年	5円	共架電線その他上空に設ける線類	1メートル	1年	6円	
	地下に設ける電線その他の線類			3円	地下に設ける電線その他の線類			4円	
	地表に設ける変圧器	1個	1年	540円	地表に設ける変圧器	1個	1年	580円	
	地下に設ける変圧器	1平方メートル	1年	330円	地下に設ける変圧器	1平方メートル	1年	350円	
	簡易型携帯電話システム無線基地局	1基	1年	540円	簡易型携帯電話システム無線基地局	1基	1年	1,200円	
	変圧塔その他これに類するもの	1個	1年	1,100円	変圧塔その他これに類するもの	1個	1年	1,200円	
水道管、下水道	外径が0.07メートル未満のもの	1メートル	1年	23円	水道管、下水道	外径が0.07メートル未満のもの	1メートル	1年	25円

現行				改正案					
管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			<u>33円</u>	管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			<u>35円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>49円</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>53円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>66円</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>71円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			<u>98円</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			<u>110円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>130円</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>140円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>230円</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			<u>250円</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>330円</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>350円</u>
	外径が1メートル以上のもの			<u>660円</u>		外径が1メートル以上のもの			<u>710円</u>
通路、鉄道、軌道、公共駐車場 その他これらに類する施設で 地下に設けるもの	1平方メートル	1年		<u>1,200円</u>	通路、鉄道、軌道、公共駐車場 その他これらに類する施設で 地下に設けるもの	1平方メートル	1年		<u>1,100円</u>
郵便差出箱及び信書便差出箱	1個	1年		<u>460円</u>	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個	1年		<u>500円</u>

現行				改正案			
公衆電話所			1,100円	公衆電話所			1,200円
競技会、集会、展示会、博覧会 その他これらに類する催しの ため設ける仮設工作物	1平方メートル	1月	380円	競技会、集会、展示会、博覧会 その他これらに類する催しの ため設ける仮設工作物	1平方メートル	1月	380円
標識	1本	1年	870円	標識	1本	1年	950円
防火用貯水槽で地下に設ける もの	1平方メートル	1年	1,100円	防火用貯水槽で地下に設ける もの	1平方メートル	1年	1,200円
工事用板囲、足場、詰所その他 の工事用施設	1平方メートル	1月	380円	工事用板囲、足場、詰所その他 の工事用施設	1平方メートル	1月	380円
土石、竹木、瓦その他の工事用 材料の置場				土石、竹木、瓦その他の工事用 材料の置場			
その他前各項により難い占用 物件	前各項に準じて市長が定める額			その他前各項により難い占用 物件	前各項に準じて市長が定める額		
備考				備考			
1～3 略				1～3 略			
4 使用面積若しくは占用物件の長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はその面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算する。				4 使用面積若しくは占用物件の長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はその面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算する。			
5 略				5 略			
				6 1件の占用料の額が100円未満のときは、100円とする。			
				7 1件の占用料の額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる。			
3 略				3 略			

奈良市地区計画形態意匠条例 新旧対照表

現行		改正案																			
別表第1 適用区域（第3条関係）		別表第1 適用区域（第3条関係）																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">地区整備計画区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>三条通地区地区整備計画区域</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>		地区整備計画区域		略	略	三条通地区地区整備計画区域	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">地区整備計画区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>三条通地区地区整備計画区域</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>左京五丁目地区整備計画区域</td> <td>大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区整備計画左京五丁目地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域</td> </tr> </tbody> </table>		地区整備計画区域		略	略	三条通地区地区整備計画区域	略	左京五丁目地区整備計画区域	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区整備計画左京五丁目地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域				
地区整備計画区域																					
略	略																				
三条通地区地区整備計画区域	略																				
地区整備計画区域																					
略	略																				
三条通地区地区整備計画区域	略																				
左京五丁目地区整備計画区域	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区整備計画左京五丁目地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域																				
別表第2 建築物等の形態又は意匠の制限（第4条関係）		別表第2 建築物等の形態又は意匠の制限（第4条関係）																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>ア</th> <th>イ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地区整備計画区域・計画地区</td> <td>制限の内容</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>三条通地区地区整備計画区域</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>		ア	イ	地区整備計画区域・計画地区	制限の内容	略	略	三条通地区地区整備計画区域	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>ア</th> <th>イ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地区整備計画区域・計画地区</td> <td>制限の内容</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>三条通地区地区整備計画区域</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>左京五丁目地区整備計画区域</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築物の屋根（陸屋根を除く。）の色彩は、この表の付表1に掲げる色相及び明度の区分に応じた彩度を超えないこと。</li> <li>2 建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、この表の付表1に掲げる色相及び明度の区分に応じた彩度を超えないこととし、塗り分けによる意匠は、色相及び色調をそろえる等穏やかな印象となるよう配色すること。</li> <li>3 建築物の屋上に設ける水槽、クーリングタワー、キュービクル等の建築設備は、壁面の立ち上げ又</li> </ol> </td> </tr> </tbody> </table>		ア	イ	地区整備計画区域・計画地区	制限の内容	略	略	三条通地区地区整備計画区域	略	左京五丁目地区整備計画区域	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築物の屋根（陸屋根を除く。）の色彩は、この表の付表1に掲げる色相及び明度の区分に応じた彩度を超えないこと。</li> <li>2 建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、この表の付表1に掲げる色相及び明度の区分に応じた彩度を超えないこととし、塗り分けによる意匠は、色相及び色調をそろえる等穏やかな印象となるよう配色すること。</li> <li>3 建築物の屋上に設ける水槽、クーリングタワー、キュービクル等の建築設備は、壁面の立ち上げ又</li> </ol>
ア	イ																				
地区整備計画区域・計画地区	制限の内容																				
略	略																				
三条通地区地区整備計画区域	略																				
ア	イ																				
地区整備計画区域・計画地区	制限の内容																				
略	略																				
三条通地区地区整備計画区域	略																				
左京五丁目地区整備計画区域	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築物の屋根（陸屋根を除く。）の色彩は、この表の付表1に掲げる色相及び明度の区分に応じた彩度を超えないこと。</li> <li>2 建築物の外壁又はこれに代わる柱の色彩は、この表の付表1に掲げる色相及び明度の区分に応じた彩度を超えないこととし、塗り分けによる意匠は、色相及び色調をそろえる等穏やかな印象となるよう配色すること。</li> <li>3 建築物の屋上に設ける水槽、クーリングタワー、キュービクル等の建築設備は、壁面の立ち上げ又</li> </ol>																				

現行	改正案			
		<p>はルーバー等で覆い、建築物本体と調和を図る修景を施し、眺望及び景観に配慮すること。</p>		<p>4 地上に設ける水槽、クーリングタワー、キュービクル等の建築設備及び立体駐車場施設は、道路、公園等の公共施設から直接見えないよう植栽又はルーバー等で覆うこと。</p>
				<p>5 フェンス、ルーバーその他これらに類するものは、こげ茶色又は建築物と調和した同系色とすること。ただし、自然素材を使用する場合は、この限りでない。</p>
		<p>6 鉄筋コンクリート柱、鉄柱、独立型屋外広告物の支柱（柱を含む。）その他これらに類するものは、こげ茶色とする。</p>		<p>7 広告物に関する制限は、この表の付表2のとおりとする。</p>

別表第2の付表1

建築物の屋根

地区整備計画区域・計画地区	色相区分	明度区分	彩度の上限
略	略	略	略
三条通地区地区整備計画区域	略	略	略

別表第2の付表1

建築物の屋根

地区整備計画区域・計画地区	色相区分	明度区分	彩度の上限
略	略	略	略
三条通地区地区整備計画区域	略	略	略
左京五丁目地区整備計画区域	0.0R~9.9R	4未満	2
	0.0YR~4.9YR	4未満	2
	5.0YR~9.9YR	4未満	3
	0.0Y~4.9Y	4未満	3
	5.0Y~9.9Y	4未満	2



現行					改正案				
建築物の外壁又はこれに代わる柱					建築物の外壁又はこれに代わる柱				
無彩色		4未満	二						
地区整備 計画区域・計画 地区	建築物の 規模	色相区分	明度区分	彩度の上限	地区整備 計画区域・計画 地区	建築物の 規模	色相区分	明度区分	彩度の上限
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
三条通地 区地区整 備計画区 域	略	略	略	略	三条通地 区地区整 備計画区 域	略	略	略	略
左京五丁目地区整備計画区域					全ての建築物				
					0.0R～4.9R		8未満	2	
							8以上	1	
					5.0R～9.9R		5未満	4	
							5以上8未満	2	
							8以上	1	
					0.0YR～4.9YR		5未満	6	
							5以上7未満	3	
							7以上8未満	2	
							8以上9未満	1	
					5.0YR～9.9YR		5未満	6	
							5以上6未満	4	
							6以上7未満	3	
							7以上8未満	2	
							8以上9未満	1	

現行		改正案			
		0.0Y~4.9Y	5未満	6	
			5以上8未満	4	
			8以上9未満	3	
		5.0Y~9.9Y	9以上	2	
			5未満	6	
			5以上8未満	3	
		その他の色相	8以上9未満	2	
			8未満	1	
			8以上9未満	2	
		無彩色	9以下	1	

  

地区整備計画区域・計画地区	種別	制限の内容
略	略	略
三条通地区地区整備計画区域	略	略

  

地区整備計画区域・計画地区	種別	制限の内容
略	略	略
三条通地区地区整備計画区域	略	略
左京五丁目地区整備計画区域	全広告物に関する事項	用途等
		自己の事業又は営業に関し自己の事務所、事業所、営業所等に表示し、又は掲出するもののほか、奈良市屋外広告物条例第9条第1項から第3項までに掲げる広告物又はこれを掲出する物件に限る。
		1 敷地境界線を越えて掲出できない。
	位置	

現行	改正案			
				<p>2 交差点から5メートル以内には設置できない。ただし、建築物等を利用するものを除く。</p>
			照明	<p>1 点滅しないものに限る。</p> <p>2 動画等を表示するものは、設置できない。</p> <p>3 回転しないものに限る。ただし、車両出庫の警告用のものを除く。</p> <p>4 イルミネーション及びネオンサインは、設置できない。</p>
			色彩	<p>1 黄色(0.1Y~10.0Y)の彩度基準については、8.0以下とする。</p> <p>2 地色については、ベージュ、グレー、茶、紺その他白に近い淡色又は壁の色と同等とする。また、地色で使用する黄色(0.1Y~10.0Y)の彩度基準については、6.0以下とする。</p>
			大きさ	<p>大きさは奈良市屋外広告物条例第11条第1項に規定する許可の基準によるものとし、表示面積の合計は10平方メートル以下、かつ、1広告物ごとの最大面積は6平方メートル以下とする。</p>
			屋上広告物	<p>表示し、又は設置できない。</p>
			壁面広告物	<p>1 表示面積は、当該壁面の5分の1以下かつ3個以下とする。</p>
			塀垣広告物	<p>2 突き出し形状は、設置できない。</p> <p>3 壁面に直接塗装するものは、掲出</p>

現行	改正案		
			<u>できない。</u>
	広告塔		1 <u>1敷地につき1基までとし、高さは、6メートル以下とする。</u> 2 <u>支柱、枠等の色彩は、黒、濃灰又は濃茶とする。</u>
	広告板		1 <u>1テナントにつき1基までとし、高さは、4メートル以下とする。</u> 2 <u>支柱、枠等の色彩は、黒、濃灰又は濃茶とする。</u>
	気球広告物 広告幕		<u>イベント時のみの掲出とし、イベント終了後は、速やかに撤去する（地区内の住宅販売等の一時的なものに限る。）。</u>
	アーチ広告物 はり札 はり紙 立看板 電柱広告物		<u>設置できない。</u>

奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 新旧対照表

現行	改正案																		
<p>別表第1 適用区域（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="174 331 1070 517"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">地区整備計画区域</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>鶴舞東町地区地区整備計画区域</td> <td>略</td> </tr> </table>	地区整備計画区域		略	略	鶴舞東町地区地区整備計画区域	略	<p>別表第1 適用区域（第2条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1182 331 2078 654"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">地区整備計画区域</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>鶴舞東町地区地区整備計画区域</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>左京五丁目地区整備計画区域</td> <td>大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画左京五丁目地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域</td> </tr> </table>	地区整備計画区域		略	略	鶴舞東町地区地区整備計画区域	略	左京五丁目地区整備計画区域	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画左京五丁目地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域				
地区整備計画区域																			
略	略																		
鶴舞東町地区地区整備計画区域	略																		
地区整備計画区域																			
略	略																		
鶴舞東町地区地区整備計画区域	略																		
左京五丁目地区整備計画区域	大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画左京五丁目地区計画の区域において地区整備計画が定められた区域																		
<p>別表第2 建築物の用途の制限（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="174 699 1070 884"> <tr> <th style="text-align: center;">ア</th> <th style="text-align: center;">イ</th> </tr> <tr> <td>地区整備計画区域・計画地区</td> <td>建築物</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>鶴舞東町地区地区整備計画区域</td> <td>略</td> </tr> </table>	ア	イ	地区整備計画区域・計画地区	建築物	略	略	鶴舞東町地区地区整備計画区域	略	<p>別表第2 建築物の用途の制限（第3条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1182 699 2078 1469"> <tr> <th style="text-align: center;">ア</th> <th style="text-align: center;">イ</th> </tr> <tr> <td>地区整備計画区域・計画地区</td> <td>建築物</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>鶴舞東町地区地区整備計画区域</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>左京五丁目地区整備計画区域</td> <td>次の各号に掲げる建築物以外の建築物                      (1) 住宅（長屋、重ね建て住宅及び共同住宅を除く。以下この項において同じ。）                      (2) 延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のア又はイに掲げる用途を兼ねる住宅（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。）                      ア 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</td> </tr> </table>	ア	イ	地区整備計画区域・計画地区	建築物	略	略	鶴舞東町地区地区整備計画区域	略	左京五丁目地区整備計画区域	次の各号に掲げる建築物以外の建築物 (1) 住宅（長屋、重ね建て住宅及び共同住宅を除く。以下この項において同じ。） (2) 延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のア又はイに掲げる用途を兼ねる住宅（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。） ア 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
ア	イ																		
地区整備計画区域・計画地区	建築物																		
略	略																		
鶴舞東町地区地区整備計画区域	略																		
ア	イ																		
地区整備計画区域・計画地区	建築物																		
略	略																		
鶴舞東町地区地区整備計画区域	略																		
左京五丁目地区整備計画区域	次の各号に掲げる建築物以外の建築物 (1) 住宅（長屋、重ね建て住宅及び共同住宅を除く。以下この項において同じ。） (2) 延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次のア又はイに掲げる用途を兼ねる住宅（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。） ア 神社、寺院、教会その他これらに類するもの																		

現行	改正案
----	-----

--	--

別表第3 建築物の建ぺい率の最高限度（第3条の2関係）

ア		イ
地区整備計画区域・計画地区		割合
略	略	略
鶴舞東町地区地区 整備計画区域	略	略

別表第3の2 建築物の容積率の最高限度（第3条の3関係）

ア		イ
地区整備計画区域・計画地区		割合
略	略	略

別表第3 建築物の建ぺい率の最高限度（第3条の2関係）

ア		イ
地区整備計画区域・計画地区		割合
略	略	略
鶴舞東町地区地区 整備計画区域	略	略
左京五丁目地区整備計画区域		10分の5

別表第3の2 建築物の容積率の最高限度（第3条の3関係）

ア		イ
地区整備計画区域・計画地区		割合
略	略	略

現行			改正案		
学研奈良登美ヶ丘 駅西地区地区整備 計画区域	略	略	学研奈良登美ヶ丘 駅西地区地区整備 計画区域	略	
			左京五丁目地区整備計画区域	10分の8	
別表第4 建築物の敷地面積の最低限度（第4条関係）			別表第4 建築物の敷地面積の最低限度（第4条関係）		
ア	イ	ウ	ア	イ	ウ
地区整備計画区域・計画地区	面積	適用の除外	地区整備計画区域・計画地区	面積	適用の除外
略	略	略	略	略	略
鶴舞東町地区地区整備計画区域	略	略	鶴舞東町地区地区整備計画区域	略	略
			左京五丁目地区整備計画区域	165平方メートル	(1) 巡査派出所 (2) 公衆電話所 (3) 公園又は緑地に設けられる公衆便所又は休憩所 (4) 路線バスの停留所の上家
別表第5 壁面の位置の制限（第5条関係）			別表第5 壁面の位置の制限（第5条関係）		
ア	イ	ウ	ア	イ	ウ
地区整備計画区域・計画地区	壁面の位置の制限	適用の除外	地区整備計画区域・計画地区	壁面の位置の制限	適用の除外
略	略	略	略	略	略
鶴舞東町地区地区整備計画区域	略	略	鶴舞東町地区地区整備計画区域	略	略
			左京五丁目地区整備計画区域	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線	(1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の

現行	改正案																		
		<p>までの距離は、1メートル以上とする。</p> <p>長さの合計が3メートル以下であるもの</p> <p>(2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p>																	
<p>備考 略</p> <p>別表第6 建築物の高さの最高限度 (第5条の2関係)</p> <table border="1" data-bbox="170 871 1066 1059"> <thead> <tr> <th data-bbox="170 871 589 919">ア</th> <th data-bbox="589 871 1066 919">イ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="170 919 589 967">地区整備計画区域・計画地区</td> <td data-bbox="589 919 1066 967">高さ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 967 589 1015">略</td> <td data-bbox="589 967 1066 1015">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="170 1015 589 1059">鶴舞東町地区地区整備計画区域</td> <td data-bbox="589 1015 1066 1059">略</td> </tr> </tbody> </table>	ア	イ	地区整備計画区域・計画地区	高さ	略	略	鶴舞東町地区地区整備計画区域	略	<p>備考 略</p> <p>別表第6 建築物の高さの最高限度 (第5条の2関係)</p> <table border="1" data-bbox="1171 871 2067 1461"> <thead> <tr> <th data-bbox="1171 871 1588 919">ア</th> <th data-bbox="1588 871 2067 919">イ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1171 919 1588 967">地区整備計画区域・計画地区</td> <td data-bbox="1588 919 2067 967">高さ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1171 967 1588 1015">略</td> <td data-bbox="1588 967 2067 1015">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1171 1015 1588 1059">鶴舞東町地区地区整備計画区域</td> <td data-bbox="1588 1015 2067 1059">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1171 1059 1588 1461">左京五丁目地区整備計画区域</td> <td data-bbox="1588 1059 2067 1461"> <p>(1) 10メートル。ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5メートルまでは当該建築物の高さに算入しない。</p> <p>(2) 建築物の各部分から前面道路</p> </td> </tr> </tbody> </table>	ア	イ	地区整備計画区域・計画地区	高さ	略	略	鶴舞東町地区地区整備計画区域	略	左京五丁目地区整備計画区域	<p>(1) 10メートル。ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5メートルまでは当該建築物の高さに算入しない。</p> <p>(2) 建築物の各部分から前面道路</p>
ア	イ																		
地区整備計画区域・計画地区	高さ																		
略	略																		
鶴舞東町地区地区整備計画区域	略																		
ア	イ																		
地区整備計画区域・計画地区	高さ																		
略	略																		
鶴舞東町地区地区整備計画区域	略																		
左京五丁目地区整備計画区域	<p>(1) 10メートル。ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5メートルまでは当該建築物の高さに算入しない。</p> <p>(2) 建築物の各部分から前面道路</p>																		



現行	改正案	
		<p><u>の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5メートルを加えたもの。ただし、北側の前面道路の反対側に水面、線路敷その他これらに類するものに接する場合には、当該前面道路の反対側の境界線又は当該水面、線路敷その他これらに類するものに接する隣地境界線は、当該水面、線路敷その他これらに類するものの幅の2分の1だけ外側にあるものとみなす。また、建築物の敷地の地盤面が北側の隣地（北側に前面道路がある場合においては、当該前面道路の反対側の隣接地をいう。以下同じ。）の地盤面（隣地に建築物がない場合においては、当該隣地の平均地表面をいう。）より1メートル以上低い場合においては、その建築物の敷地の地盤面は、当該高低差から1メートルを減じたものの2分の1だけ高い位置にあるものとみなす。</u></p>

## 奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(地方公営企業法の適用)</p> <p>第2条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号_____ )第1条第2項の規定に基づき、簡易水道事業及び下水道事業に法の規定の全部を適用する。</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 略</p>	<p>(地方公営企業法の適用)</p> <p>第2条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「令」という。)第1条第2項の規定に基づき、簡易水道事業及び下水道事業に法の規定の全部を適用する。</p> <p>(組織)</p> <p>第4条 略</p> <p><u>(特別会計)</u></p> <p>第4条の2 <u>法第17条ただし書及び令第8条の4の規定に基づき、水道事業を通じて一の特別会計を設ける。</u></p>

## 奈良市水道事業給水条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p> <p>2 市の水道事業（簡易水道事業を含む。<u>次条において同じ。</u>）の給水についての料金、給水装置工事その他給水のための工事の費用の負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項等については、法令その他別に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(給水装置工事の申込み)</p> <p>第11条 給水装置の新設、増設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。以下同じ。）及び撤去の工事（以下「給水装置工事」という。）をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(料金)</p> <p>第26条 略</p> <p>2 基本料金及び従量料金の額は、<u>別表第1</u>に定めるとおりとする。</p> <p>3・4 略</p> <p>(分担金)</p> <p>第31条 給水装置を新設しようとする者は、水道施設分担金（以下「分担金」という。）を<u>工事申込みの際に</u>納入しなければならない。給水装置を改造してメーターの口径を変更（口径を増す場合に限る。以下同じ。）</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p> <p>2 市の水道事業（簡易水道事業を含む。以下_____同じ。）の給水についての料金、給水装置工事その他給水のための工事の費用の負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項等については、法令その他別に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(給水装置工事の申込み)</p> <p>第11条 給水装置の新設、増設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。以下同じ。）及び撤去の工事（以下「給水装置工事」という。）をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>給水装置工事をしようとする者は、第31条第1項に規定する分担金（第31条の3第1項に規定する加算分担金の納入を要するときは、これを含む。）並びに別表第1に定める設計審査手数料及び工事検査手数料を納入しなければ、第1項の承認を受けることができない。</u></p> <p>(料金)</p> <p>第26条 略</p> <p>2 基本料金及び従量料金の額は、<u>別表第2</u>に定めるとおりとする。</p> <p>3・4 略</p> <p>(分担金)</p> <p>第31条 給水装置を新設しようとする者は、水道施設分担金（以下「分担金」という。）を<u>管理者が定める納期限までに</u>納入しなければならない。給水装置を改造してメーターの口径を変更（口径を増す場合に限る。以下同じ。）</p>

現行	改正案										
<p>しようとする者についても、同様とする。</p> <p>2・3 略 (加算分担金)</p> <p>第31条の3 未普及地域等の解消を図るため東部地域等水道整備事業により、配水管を布設し、及び配水池等を建設する別表第4に定める地域のうち、管理者が定めて告示する区域において、その告示の日以後に給水装置を新設しようとする者は、第31条の分担金のほか、水道施設加算分担金(以下「加算分担金」という。)を<u>工事申込みの際に</u>納入しなければならない。</p> <p>2・3 略 (手数料)</p> <p>第32条 管理者は、次の各号に掲げる者から、別表第5に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 前項の手数料は、申込みの際徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めるものについては、申込み後徴収することができる。</p> <p>3 略</p>	<p>しようとする者についても、同様とする。</p> <p>2・3 略 (加算分担金)</p> <p>第31条の3 未普及地域等の解消を図るため東部地域等水道整備事業により、配水管を布設し、及び配水池等を建設する別表第4に定める地域のうち、管理者が定めて告示する区域において、その告示の日以後に給水装置を新設しようとする者は、第31条の分担金のほか、水道施設加算分担金(以下「加算分担金」という。)を<u>管理者が定める納期限までに</u>納入しなければならない。</p> <p>2・3 略 (手数料)</p> <p>第32条 <u>次に掲げる者は、別表第1に定める額の手数料を管理者が定める納期限までに納入しなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>市の水道事業に関する証明書の交付を受ける者</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、同項第4号に掲げる者が納入する別表第1に掲げる証明手数料は、申請又は請求の際、納入しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるものについては、この限りでない。</u></p> <p>3 略</p> <p><u>別表第1 (第11条、第32条関係)</u></p> <p>1 <u>指定給水装置工事事業者指定手数料</u></p> <table border="1" data-bbox="1167 1182 2074 1283"> <thead> <tr> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1件につき</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 <u>設計審査手数料</u></p> <table border="1" data-bbox="1167 1331 2074 1425"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>口 径</th> <th>金額(1件につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新設及び増設の工事</td> <td>25ミリメートル以下</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table>	単 位	金 額	1件につき	10,000円	区 分	口 径	金額(1件につき)	新設及び増設の工事	25ミリメートル以下	2,000円
単 位	金 額										
1件につき	10,000円										
区 分	口 径	金額(1件につき)									
新設及び増設の工事	25ミリメートル以下	2,000円									

現行	改正案		
		40 ミリメートル及び50 ミリメートル	3,000 円
		75 ミリメートル以上	5,000 円
	改造及び撤去の工事	25 ミリメートル以下	400 円
		40 ミリメートル及び50 ミリメートル	600 円
		75 ミリメートル以上	1,000 円
	3 工事検査手数料		
	区 分	口 径	金額（1件につき）
	新設及び増設の工事	25 ミリメートル以下	2,000 円
		40 ミリメートル及び50 ミリメートル	3,000 円
		75 ミリメートル以上	5,000 円
	改造及び撤去の工事	25 ミリメートル以下	400 円
		40 ミリメートル及び50 ミリメートル	600 円
		75 ミリメートル以上	1,000 円
	備考 第12条の2第3項の再検査についても、1件とみなす。		
	4 証明手数料		
	単 位	金 額	
	1件につき	300 円	
別表第1 略	別表第2 略		
別表第2 削除			
別表第3・第4 略	別表第3・第4 略		
別表第5（第32条関係）			

現行			改正案
1 指定給水装置工事事業者指定手数料			
単	位	金 額	
1 件につき		10,000 円	
2 設計審査手数料			
区 分	口 径	金額 (1 件につき)	
新設及び増設の工事	25 ミリメートル以下	2,000 円	
	40 ミリメートル及び50 ミリメートル	3,000 円	
	75 ミリメートル以上	5,000 円	
改造及び撤去の工事	25 ミリメートル以下	400 円	
	40 ミリメートル及び50 ミリメートル	600 円	
	75 ミリメートル以上	1,000 円	
3 工事検査手数料			
区 分	口 径	金額 (1 件につき)	
新設及び増設の工事	25 ミリメートル以下	2,000 円	
	40 ミリメートル及び50 ミリメートル	3,000 円	
	75 ミリメートル以上	5,000 円	
改造及び撤去の工事	25 ミリメートル以下	400 円	
	40 ミリメートル及び50 ミリメートル	600 円	
	75 ミリメートル以上	1,000 円	
備考 第12条の2第3項の再検査についても、1件とみなす。			

奈良市下水道条例 新旧対照表

現行	改正案																		
<p>(手数料)</p> <p>第8条 排水設備指定工事店の指定又は排水設備工事責任技術者の登録を受けた者は、次の表に定める手数料を納付しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="154 408 1061 552"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排水設備指定工事店指定手数料</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>排水設備工事責任技術者登録手数料</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	排水設備指定工事店指定手数料	10,000円	排水設備工事責任技術者登録手数料	500円	<p>(手数料)</p> <p>第8条 次に掲げる者は、別表に定める手数料を管理者が定める納期限までに納付しなければならない。</p> <p>(1) 前条第1項の指定を受ける者</p> <p>(2) 前条第2項の登録を受ける者</p> <p>(3) 市の下水道事業に関する証明書の交付を受ける者</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項第3号に掲げる者が納付する別表に掲げる証明手数料は、申請又は請求の際、納付しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるものについては、この限りでない。</p> <p>別表(第8条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1173 879 2098 1070"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>排水設備指定工事店指定手数料</td> <td>1件につき</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>排水設備工事責任技術者登録手数料</td> <td>1件につき</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>証明手数料</td> <td>1件につき</td> <td>300円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	排水設備指定工事店指定手数料	1件につき	10,000円	排水設備工事責任技術者登録手数料	1件につき	500円	証明手数料	1件につき	300円
区分	金額																		
排水設備指定工事店指定手数料	10,000円																		
排水設備工事責任技術者登録手数料	500円																		
区分	単位	金額																	
排水設備指定工事店指定手数料	1件につき	10,000円																	
排水設備工事責任技術者登録手数料	1件につき	500円																	
証明手数料	1件につき	300円																	

## 奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p data-bbox="197 272 833 308"><u>奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例</u></p> <p data-bbox="161 320 246 355">(総則)</p> <p data-bbox="116 368 1131 541">第1条 公営企業管理者（以下「管理者」という。）は、この条例の定めるところにより、公共下水道に係る都市計画下水道事業（以下「事業」という。）に要する費用の一部に充てるため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第75条の規定に基づく受益者負担金（以下「負担金」という。）を徴収</p> <hr/> <p data-bbox="459 600 674 635">するものとする。</p> <p data-bbox="161 647 273 683">(延滞金)</p> <p data-bbox="116 695 264 730">第10条 略</p> <p data-bbox="161 1066 246 1101">(委任)</p> <p data-bbox="116 1114 264 1149">第11条 略</p>	<p data-bbox="1211 272 1848 308"><u>奈良市公共下水道事業受益者負担に関する条例</u></p> <p data-bbox="1176 320 1261 355">(総則)</p> <p data-bbox="1131 368 2145 635">第1条 公営企業管理者（以下「管理者」という。）は、この条例の定めるところにより、公共下水道に係る事業_____（以下「事業」という。）に要する費用の一部に充てるため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第75条の規定に基づく受益者負担金（以下「負担金」という。）又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づく分担金（以下「分担金」という。）を徴収するものとする。</p> <p data-bbox="1176 647 1288 683">(延滞金)</p> <p data-bbox="1131 695 1279 730">第10条 略</p> <p data-bbox="1176 743 1603 778"><u>（月ヶ瀬地区の事業に係る分担金）</u></p> <p data-bbox="1131 791 2145 1058">第11条 <u>奈良市役所出張所設置条例（昭和30年奈良市条例第35号）別表に定める奈良市月ヶ瀬行政センターの所管区域のうち、奈良市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年奈良市条例第28号）別表第2に定める奈良市農業集落排水事業の計画処理区域以外の区域に係る受益者が負担する分担金については、奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例（平成6年奈良市条例第33号）の規定の例による。</u></p> <p data-bbox="1176 1070 1261 1106">(委任)</p> <p data-bbox="1131 1118 1279 1153">第12条 略</p>



## 奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例 新旧対照表

現行	改正案
<p><u>(月ヶ瀬地区公共下水道施設についての分担金の賦課)</u></p> <p>第13条 管理者は、月ヶ瀬地区公共下水道施設を使用することができる区域内に存する建築物の所有者で、当該下水道施設により利益を受けるものに対して、この条例の規定の例により分担金を賦課するものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第14条 略</p>	<p>(委任)</p> <p>第13条 略</p>